制改定内容について

平成24年8月18日（土）より会員登録条件を変更することに伴い、関連規約を改定いたします。また、新たに「フレッツ光メンバーズクラブ会員プログラム利用規約」を制定いたします。

詳しくは、以下の制改定内容をご確認ください。

①フレッツ光メンバーズクラブ会員規約の改定内容について

	改定前	改定後
第1条（総則）	東日本電信電話株式会社（以下「当社」という。）は，フレッツ光メンバーズクラブ会員規約（以下「本規約」という。）を定め，これによりフレッツ光メンバーズクラブを提供します。	東日本電信電話株式会社（以下「当社」という。）は，フレッツ光メンバーズクラブ会員規約（以下「本規約」という。）を定め，これによりフレッツ光メンバーズクラブを提供します。**なお、本規約への同意により、ポイントの提供および当社プライバシーポリシー（http://www.ntt-east.co.jp/policy/）に定める範囲に基づき、会員に対するメール・サイトでの情報提供を行います。**
第2条（本規約の適用関係）	本規約とは別にフレッツ光メンバーズクラブに付帯して提供される各サービス（以下「各サービス」という。）の提供条件等が定められている場合は，当該提供条件等が適用されることとなります。なお，本規約と当該提供条件等に齟齬がある場合，当該提供条件等が優先して適用されるものとします。	本規約とは別にフレッツ光メンバーズクラブに付帯して提供される各サービス（以下「各サービス」という。）の提供条件等が定められている場合は，**各サービスの**提供条件等が適用されることとなります。なお，本規約と**各サービスの**提供条件等に齟齬がある場合，当該提供条件等が優先して適用されるものとします。
第4条（提供期間）－2項	当社は，フレッツ光メンバーズクラブの提供を終了する際は，その旨を，提供終了日の30日前までに会員が登録した電子メールアドレス（携帯電話メールアドレス除く。）に通知します。	当社は，フレッツ光メンバーズクラブの提供を終了する際は，その旨を，当社のホームページ等での掲載および提供終了日の30日前までに会員が登録した**電子メールアドレス**に通知します。
第8条（入会申込み）－1項	フレッツ光メンバーズクラブへの入会申込みは，次に掲げる手順にしたがい行っていただくものとし，その詳細はフレッツ光メンバーズクラブホームページ内の「フレッツ光メンバーズクラブ　入会手続きのご案内」に掲載されるところによります。 （1）契約者は，フレッツ光メンバーズクラブホームページにおいて、入会単位回線にかかる入会申込みを行うために必要となる会員専用ホームページへのログイン認証用ID（以下「ID」という。）を申請します。この場合において，申請を行う契約者は，申請時に登録される方を第6条第2号に規定する利用者として認めたものとみなされます。 （2）当社は，（1）に基づく申請時に登録された契約者または利用者にフレッツ光メンバーズクラブ登録用URL（以下「登録用URL」という。）を提供することとし，当該申請時に登録された電子メールアドレス（携帯電話メールアドレス除く。）に登録用URLを通知します。 （3）当社から登録用URLを提供された契約者または利用者は，本条第1号に基づく申請時に契約者が指定したIDを使用して登録専用ホームページにログインしたうえでログイン認証用パスワード（以下「パスワード」という。）を登録し、入会申込みを行います。	フレッツ光メンバーズクラブへの入会申込みは，次に掲げる手順にしたがい行っていただくものとし，その詳細はフレッツ光メンバーズクラブホームページ内の「フレッツ光メンバーズクラブ　入会手続きのご案内」に掲載されるところによります。

	改定前	改定後
第8条（入会申込み）－2項	前項の規定にかかわらず，契約者は，当社所定の手続きに従いフレッツ光メンバーズクラブへの入会申込みを行うことができます。 　この場合において，契約者は，当社が別に定めたフレッツ光メンバーズクラブ入会申込み手順にしたがい手続きを行っていただきます。	契約者は，フレッツ光メンバーズクラブホームページにおいて、**入会単位回線にかかる入会申込みを行います。契約者が別に利用者を定める場合，入会申込みを行う契約者は，**申請時に登録される方を第6条第2号に規定する利用者として認めたものとみなします。
第8条（入会申込み）－3項	入会単位回線あたりのIDの発行数は，5IDまでとします。	前項の規定にかかわらず，契約者は，当社所定の手続きにしたがいフレッツ光メンバーズクラブへの入会申込みを行うことができます。
第8条（入会申込み）－4項	－	入会単位回線あたりのIDの発行数は，5IDまでとします。
第9条（入会申込みの承諾）－2項	契約者または利用者が第8条第2項の規定にしたがい入会申込みを行った場合であって、当社が当該入会申込みを承諾する場合は、当社は、入会申込みを承諾する方に対してフレッツ光メンバーズクラブの入会を承諾する旨を通知するものとし、契約者または利用者は、当該通知を受領した時点をもってフレッツ光メンバーズクラブの会員たる地位を得るものとします。（前項または本項により会員たる地位を得た方を本規約において「会員」という。）。	契約者が第8条第2項の規定にしたがい入会申込みを行った場合であって、当社が**契約者または利用者の**入会申込みを承諾する場合は、当社は、入会申込みを承諾する方に対してフレッツ光メンバーズクラブの入会を承諾する旨を通知するものとし、契約者または利用者は、**当社が**当該通知をした時点をもってフレッツ光メンバーズクラブの会員たる地位を得るものとします。（前項または本項により会員たる地位を得た方を本規約において「会員」という。）。
第9条（入会申込みの承諾）－3項	当社は，以下のいずれかの場合は，入会申込みを承諾しないことがあります。 （1）入会申込みに際し登録した内容等に虚偽または不備があった場合。 （2）過去に本規約に違反したこと等により会員資格を喪失したことがある場合。 （3）入会単位回線において契約者または利用者が既に会員たる地位にある場合。 （4）入会単位回線にすでに5IDが付与されている場合。 （5）対象契約回線が存在しない場合。 （6）契約者または利用者が実在しない場合 。 （7）契約者が，当社が提供する一切の役務または販売する商品等に関する料金の支払いを現に怠り，または怠るおそれがある場合。 （8）会員として不適格な事由があると当社が判断した場合。	**当社は、入会申込みの承諾後、第8条第1項に基づく申込み時に登録された契約者または利用者に、別に定める「フレッツ光メンバーズクラブ会員プログラム利用規約」（以下「プログラム利用規約」）の利用開始手続きページに遷移するURL（以下「ログイン用URL」という。）を提供することとし，入会申込時に登録された電子メールアドレスにログイン用URLを通知します。**

	改定前	改定後
第9条（入会申込みの承諾）－4項	本条の規定にかかわらず，当社は，入会申込みを承諾した後であっても，会員が前項各号のいずれかに該当することが判明した場合は，当該承諾を取り消すことができるものとします。当該承諾の取り消しを行う場合は，当社は，承諾の取り消しを行う旨を該当会員に対し通知することとし，当該会員は，当社の当該通知発出をもってフレッツ光メンバーズクラブの会員たる地位を喪失します。また，承諾を取り消された会員が，第14条に規定するポイントを利用されていた場合，当社は利用ポイント費用相当分の料金返還を当該会員に請求することがあります。	当社は，以下のいずれかの場合は，入会申込みを承諾しないことがあります。 （1）入会申込みに際し登録した内容等に虚偽または不備があった場合。 （2）過去に本規約に違反したこと等により会員資格を喪失したことがある場合。 （3）入会単位回線において契約者または利用者が既に会員たる地位にある場合。 （4）入会単位回線にすでに5IDが付与されている場合。 （5）対象契約回線が存在しない場合。 （6）契約者または利用者が実在しない場合 。 （7）契約者が，当社が提供する一切の役務または販売する商品等に関する料金の支払いを現に怠り，または怠るおそれがある場合。 （8）会員として不適格な事由があると当社が判断した場合。
第9条（入会申込みの承諾）－5項	会員は，会員たる地位を第三者に譲渡することはできません。	本条の規定にかかわらず，当社は，入会申込みを承諾した後であっても，会員が前項各号のいずれかに該当することが判明した場合は，当該承諾を取り消すことができるものとします。当該承諾の取り消しを行う場合は，当社は，承諾の取り消しを行う旨を該当会員に対し通知することとし，当該会員は，当社の当該通知発出をもってフレッツ光メンバーズクラブの会員たる地位を喪失します。また，承諾を取り消された会員が，第14条に規定するポイントを利用していた場合，当社は利用ポイント費用相当分の料金返還を契約者に請求することがあります。
第9条（入会申込みの承諾）－6項	－	会員は，会員たる地位を第三者に譲渡することはできません。
第10条（ID等の管理）－1項	会員ならびに入会申込み手続きを行った契約者および利用者は，IDおよびパスワードを適正に使用するとともにそれらの管理責任を負うものとし，IDまたはパスワードを第三者に利用させること，貸与，譲渡または売買等をすることはできません。	**会員または契約者は**，IDおよびパスワードを適正に使用するとともにそれらの管理責任を負うものとし，IDまたはパスワードを第三者に利用させること，貸与，譲渡または売買等をすることはできません。
第10条（ID等の管理）－2項	当社は，IDまたはパスワードが会員専用ホームページにおいて使用されまたはフレッツ光メンバーズクラブ　サポートセンター（以下「会員センター」という。）に対して申告された場合は，会員または入会申込み手続きを行った契約者もしくは利用者による使用もしくは申告とみなし，会員または入会申込み手続きを行った契約者もしくは利用者の意に沿わない使用または申告（会員による誤使用等，第三者による不正使用を含むが，これらに限られない。）により会員または入会申込み手続きを行った契約者もしくは利用者に損害が生じた場合であっても，一切責任を負いません。	当社は，IDまたはパスワードが会員専用ホームページにおいて使用された場合、または、フレッツ光メンバーズクラブ　サポートセンター（以下「会員センター」という。）に対して**使用もしくは申告**された場合は，**会員による**使用もしくは申告とみなし，**会員もしくは契約者**の意に沿わない使用または申告（会員による誤使用等，第三者による不正使用を含むが，これらに限られない。）により**会員もしくは契約者に損害が生じた場合に，会員もしくは契約者に故意または重過失がある場合を除き責任を負うものとします。**

	改定前	改定後
第13条（地位喪失事由）	会員たる地位は，前条の規定によるほか，次の事項に該当することを当社が確認した時点において入会単位回線に属するID毎に喪失します。また，当社は，この場合においてその旨を会員が登録した電子メールアドレス（携帯電話メールアドレス除く）に通知します。 （1）会員が本規約に違反した場合。 （2）会員が各サービスの提供条件等に違反した場合。 （3）入会単位回線にかかる契約が解除または解約された日が属する年度（ある西暦の4月1日を起算日として翌西暦の3月31日を満了日とする期間をいい，以下「年度」という。）の翌々年度末までに，当社と会員との間に新たな対象契約回線にかかる契約が締結されなかった場合。 （4）会員として不適格な事由があると当社が判断した場合。	会員たる地位は，前条の規定によるほか，次の事項に該当することを当社が確認した時点において入会単位回線に属するID毎に喪失します。また，当社は，この場合においてその旨を会員が登録した**電子メールアドレス**に通知します。 （1）会員が本規約に違反した場合。 （2）会員が各サービスの提供条件等に違反した場合。 （3）入会単位回線にかかる契約が解除または解約された日が属する年度（ある西暦の4月1日を起算日として翌西暦の3月31日を満了日とする期間をいい，以下「年度」という。）の翌々年度末までに，当社と会員との間に新たな対象契約回線にかかる契約が締結されなかった場合。 （4）会員として不適格な事由があると当社が判断した場合。
第14条（会員に対するポイントの提供）	（3）ポイント数の照会 会員は，会員専用ホームページにログインすることにより、または会員センター等へ問い合わせることにより，当該会員の属する入会単位回線の保有するポイント数を確認することができます。なお，問い合わせにはIDおよびパスワードが必要です。	（3）ポイント数の照会 会員は，会員専用ホームページにログインすることにより、または会員センター等へ問い合わせることにより，当該会員の属する入会単位回線の保有するポイント数を確認することができます。**なお，会員専用ホームページへのログインには、別に定めるフレッツ光メンバーズクラブ会員プログラム利用規約（以下「プログラム利用規約」という。）の承諾が必要です。**
第15条（ポイントの利用方法等）－1項	会員は，当社所定の方法により，入会単位回線単位で取得したポイントの全部または一部を使用して，当社が別に定める一定の特典等の中から希望する特典等（以下「希望特典等」という）への引換等申込み（以下「引換等申込み」）を行うことができます。なお，希望特典等は，当社が適宜定めるものとし，あらかじめ会員に通知することなく変更する場合があります。	会員は、**プログラム利用規約に定める当社所定の方法（プログラム利用規約への承諾が必要）により，**入会単位回線単位で取得したポイントの全部または一部を使用して，当社が別に定める一定の特典等の中から希望する特典等（以下「希望特典等」という）への引換等申込み（以下「引換等申込み」）を行うことができます。なお，希望特典等は，当社が適宜定めるものとし，あらかじめ会員に通知することなく変更する場合があります。
第15条（ポイントの利用方法等）－2項から7項	2　会員が前項の規定にもとづき引換等申込みを行ったことにより，入会単位回線の他の会員に不利益が生じた場合でも，当社は，当該不利益につき何らの責任を負いません。 3　引換等申込みは，ポイントの有効期間満了日までに当社に到達した分のみを有効とします。 4　当社は，会員から，引換等申込みがなされた場合は，当該引換等申込みを承諾します。なお，会員は，当社が引換等申込みを承諾した後は，原則として引換等申込みを撤回等することはできません。 5　引換等申込みに使用したポイントは，会員が引換等申込み時において保有していたポイントのうち，付与日の古いポイントから順に減算されます。 6　当社は，希望特典等の性質に応じ別に定めた方法により希望特典等を提供等することとし，会員は，提供等方法を指定することはできません。 7　当社は，前項に従い希望特典を送付等したのにもかかわらず，発送日から1ヶ月間を経過しても受取がなされなかった場合は，当社は，引換等申込みにかかる承諾を取り消します。この場合において，当社は，引換等申込みに使用したポイントを返還しません。	**削除** ⇒「フレッツ光メンバーズクラブ会員プログラム利用規約」 第10条（ポイントの利用方法等） へ移行

	改定前	改定後
第16条（希望特典等の検査等）－1項から5項	1　会員は，物たる希望特典等の提供等を受けた場合は，すみやかにその内容を検査しなければなりません。 2　会員は，前項の検査の結果，送付された希望特典等に瑕疵があることが確認された場合に限り，希望特典等の提供等を受けた日から起算して7日以内に会員センタまで希望特典等の再提供等を請求（以下「再提供等請求」という。）することができます。 また，当社は，当該会員からなされた再提供等請求の諾否について，当該会員が登録した電子メールアドレス（携帯電話メールアドレス除く。）に通知します。 なお，会員は，原則として，本条に定める以外の場合において再提供等請求をすることはできません。 3　会員は，当社が再提供等請求を承諾した旨の連絡を受領した後に，提供等された希望特典等（希望特典等にかかる取扱説明書，保証書，付属品その他希望特典等にかかる一切の物含む。）を当社への料金受取人払い方式により返送することができます。 4　当社は，希望特典等が返送されたことを確認した後に，希望特典等を会員に再送付します。 5　当社は，前項に従い希望特典を再送付したのにもかかわらず，再発送日から1ヶ月間を経過しても受取がなされなかった場合は，当社は，再提供等請求にかかる承諾を取り消します。この場合において，当社は．引換等申込みに使用したポイントを返還しません。	**削除** ⇒「フレッツ光メンバーズクラブ会員プログラム利用規約」 第11条（希望特典等の検査等） へ移行

	改定前	改定後
第17条（会員情報の取り扱い）	1　当社は，フレッツ光メンバーズクラブの入会申込みおよび提供ならびに各サービスの利用申込みおよび提供等に際して必要となる範囲で個人情報（以下「会員情報」という。）を取得します。 2　当社は，会員情報は，本規約で定めるほか，当社がプライバシーポリシーに定めるところにより取り扱うこととします。なお，本規約と当該プライバシーポリシーに齟齬がある場合，本規約の定めが優先して適用されるものとします。 3　当社が，フレッツ光メンバーズクラブの提供等に際し，取得し取り扱うこととなる会員情報は，次のとおりです。 （1）会員自身により登録される情報 氏名，住所，電話番号，ID，パスワード，電子メールアドレス等 （2）フレッツ光メンバーズクラブおよび各サービスの提供等に際し取得する情報 ・各種キャンペーンへの応募履歴，各種アンケート等調査その他の調査へのご参加にあたって通知いただいた会員の氏名，住所，電話番号（携帯電話等の連絡先電話番号含む。），電子メールアドレス，年齢，生年月日，職業，性別その他個人情報に該当す る項目 ・希望特典等の配送先・連絡先に関する情報 ・ポイントの提供数，利用状況その他ポイントにかかる一切の事項 （3）各サービスの利用状況等に関する情報 各サービスで提供される情報等の利用日時，利用内容，メール開封日時その他各サービスの利用にかかる一切の情報（当社が各サービスで提供する情報の利用に際しcookieなどの技術的手段により自動的に取得することとなる当社以外が提供するインターネットホームページへのアクセス履歴を含む。）。 4　当社は，次の目的の達成に必要となる範囲内で会員情報を利用します。なお，会員がフレッツ光メンバーズクラブを退会または会員資格を喪失した後も，問合せ対応等において必要な範囲で会員情報を利用する場合があります。 （1）フレッツ光メンバーズクラブならびに各サービスの提供 （2）当社が提供する役務または販売する商品等の紹介，提案およびコンサルティング （3）当社が販売受託ないし取次ぎ等を行う役務または商品等の紹介，提案およびコンサルティング （4）IDまたはパスワード等の通知 （5）アンケート調査その他の調査に必要な物または謝礼の送付 （6）役務・商品等にかかる品質等の改善，新たな役務・商品等の開発 （7）各種キャンペーン，各種サービスのモニタ等の案内 （8）インターネットの利用等に関する各種役務・商品情報等の案内 （9）希望特典の送付 （10）フレッツ光メンバーズクラブおよび各サービスの提供にかかる案内および通知等の発送 （11）会員からの問合せや苦情等への対応 5　当社は，会員個人を識別できない方法により，登録頂いた会員情報を統計データとして第三者に提供することがあります。 6　当社は，個人情報保護法第23条第4項第1号の規定に基づき，会員情報を当社が業務を委託する他の事業者に対して提供することがあります。また，個人情報保護法，電気通信事業法その他の法令に従い，第三者に提供することがあります。	**当社は，フレッツ光メンバーズクラブの入会申込みおよび提供ならびに各サービスの利用申込みおよび提供等に際して必要となる範囲で個人情報を取得します。取得した個人情報は，当社のプライバシーポリシー（http://www.ntt-east.co.jp/policy/）に定めるところにより取り扱うこととします。** ⇒ 本条に記載の内容を超える会員情報の取り扱いについては、「フレッツ光メンバーズクラブ会員プログラム利用規約」 第12条（会員情報の取り扱い） へ移行

	改定前	改定後
第18条（損害賠償等）	1　会員は，本規約、各サービスに関する提供条件、または法令の定めに違反したことにより当社または第三者に損害を与えた場合は，その損害すべてについて賠償することとします。 2　会員は，フレッツ光メンバーズクラブおよび各サービスの利用に関連して，当社以外の第三者との間で紛争が生じた場合は，自己の責任と費用においてその紛争を解決することとします。	**第17条（損害賠償等）** 1　**契約者は、会員が，**本規約、各サービスに関する提供条件、または法令の定めに違反したことにより当社または第三者に損害を与えた場合は，その損害すべてについて賠償することとします。 2　会員は，フレッツ光メンバーズクラブおよび各サービスの利用に関連して，当社以外の第三者との間で紛争が生じた場合は，自己の責任と費用においてその紛争を解決することとします。
第19条（免責事項）	当社は，フレッツ光メンバーズクラブおよび各サービスの提供その他の一切の事項に関して契約者または会員に発生した費用または損害等について負担または賠償いたしません。ただし，当該費用または損害等が，当社の故意または重過失によるものである場合はこの限りではありません。	**第18条（免責事項）** 当社は，フレッツ光メンバーズクラブおよび各サービスの提供その他の一切の事項に関して契約者または会員に発生した費用または損害等について負担または賠償いたしません。ただし，当該費用または損害等が，当社の故意または重過失によるものである場合はこの限りではありません。
第20条（合意管轄）	会員と当社との間で，本規約に関連して訴訟の必要が生じた場合，当社本店所在地を管轄する地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。	**第19条（合意管轄）** 会員と当社との間で，本規約に関連して訴訟の必要が生じた場合，**東京地方裁判所**を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

改定後の「フレッツ光メンバーズクラブ会員規約」につきましては、
https://flets-members.jp/pub/agreement_120810.html からご確認ください。

②フレッツ光メンバーズクラブご契約・ご利用情報ページ利用規約の改定内容について

	改定前	改定後
第8条（利用）－1項	本機能の利用にあたっては，利用の都度，会員規約に基づき付与されるIDおよびパスワード（それぞれ会員規約に定義されるところによる。以下同様とする。）を使用する必要があります。	本機能の利用にあたっては，利用の都度，会員規約に基づき付与されるIDおよび**フレッツ光メンバーズクラブ　プログラム利用規約**に基づき付与されるパスワード（それぞれ会員規約、**プログラム利用規約**に定義されるところによる。以下同様とする。）を使用する必要があります。
第8条（利用）－2項	当社は，本機能の申込み，提供または利用に関してIDまたはパスワードが使用された場合は，契約者または本機能利用者による使用とみなし，契約者または本機能利用者の意に沿わない使用（誤使用，第三者による不正使用を含むが，これらに限られない。）により，契約者または会員（当該本機能利用者を含む。）に損害が生じた場合であっても，一切責任を負いません。	当社は，本機能の申込み，提供または利用に関してIDまたはパスワードが使用された場合は，契約者または本機能利用者による使用とみなし，契約者または本機能利用者の意に沿わない使用（誤使用，第三者による不正使用を含むが，これらに限られない。）により，契約者または会員（当該本機能利用者を含む。）に**損害が生じた場合に，会員もしくは契約者に故意または重過失がある場合を除き責任を負うものとします。**
第15条（合意管轄）	本規約に関連して訴訟の必要が生じた場合，当社本店所在地を管轄する地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。	本規約に関連して訴訟の必要が生じた場合，**東京地方裁判所**を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

改定後の「フレッツ光メンバーズクラブご契約・ご利用情報ページ利用規約」につきましては、https://flets-members.jp/pub/agreement_mypage_120810.html からご確認ください。

③フレッツ光メンバーズクラブ会員プログラム利用規約の制定内容について

平成24年8月18日（土）より会員登録条件を変更することに伴い、「フレッツ光メンバーズクラブ会員プログラム利用規約」を新たに制定いたします。

内容につきましては、https://flets-members.jp/pub/agreement/usepolicy.htmlからご確認ください。